証券コード：４６９１
2020年６月10日

株　主　各　位

名古屋市千種区内山三丁目23番５号
ワシントンホテル株式会社
取締役社長　内　田　和　男

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第59回定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　近時、緊急事態宣言は解除されましたが、引き続き新型コロナウイルス感染防止が必要な状況にあります。このような状況を慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては適切な感染防止策を実施のうえで、開催させていただくことといたしました。
　株主の皆様におかれましては、このような状況にも鑑み、感染予防の観点から、本株主総会につきましては、極力、インターネットまたは書面により事前の議決権を行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
　お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、以下のご案内に従って2020年６月25日（木曜日）午後６時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕
　インターネットにより議決権を行使される場合には、５頁をご高覧のうえで、2020年６月25日（木曜日）午後６時30分までに行使してください。

〔郵送（書面）による議決権行使の場合〕
　同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年６月25日（木曜日）午後６時30分までに到着するようご返送ください。

敬　具

記

1. 日　　時　2020年６月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前９時30分）

2. 場　　所　名古屋市中区錦三丁目23番３号 名古屋国際ホテル ２階会場
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第59期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第59期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第５号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈並びに取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

第６号議案　取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎　本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表、計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.washingtonhotel.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載しております連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表となります。

◎　なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.washingtonhotel.co.jp/）に修正後の事項を掲載させていただきます。

＜株主様へのお願い＞

・　議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使いただくに際しましては、できるだけ、インターネット等により議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。

・　会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。

・　株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。

・　本総会においては、新型コロナウイルス感染防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

後記の株主総会参考書類をご検討いただき、新型コロナウイルス感染防止の観点から、できる限りインターネットまたは書面により、事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

事前にご行使いただける場合（※ご推奨）

●「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2020年6月25日（木曜日）
午後6時30分行使分まで

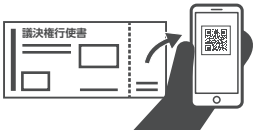

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

● パソコン等によるご行使 ●

行使期限

2020年6月25日（木曜日）
午後6時30分行使分まで

議決権行使ウェブサイト

https://www.web54.net

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

● 書面による議決権行使 ●

行使期限

2020年6月25日（木曜日）
午後6時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

当日ご出席いただく場合

● 株主総会へ出席 ●

株主総会開催日時

2020年6月26日（金曜日）
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

(1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人
三井住友信託銀行株式会社　証券代行部

議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について　**0120-652-031**（9:00～21:00）

その他のご照会　**0120-782-031**（平日9:00～17:00）

●「スマート行使」によるご行使 ●

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下**「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」**をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

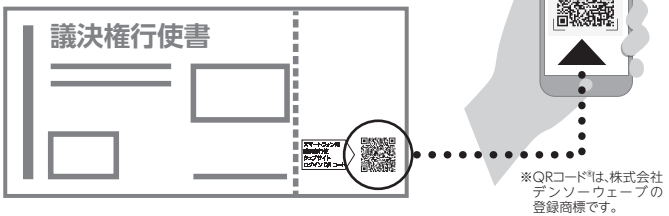

※QRコード®は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く

表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

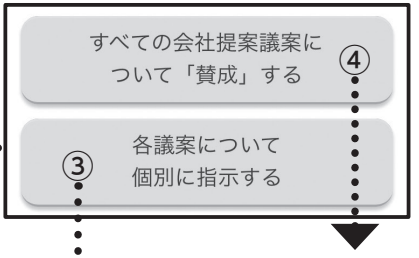

③各議案について個別に指示する

画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④全ての会社提案議案について「賛成」する

確認画面で問題なければ**「この内容で行使する」**ボタンを押して行使完了!

> 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

●パソコン等によるご行使 ●

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

https://www.web54.net

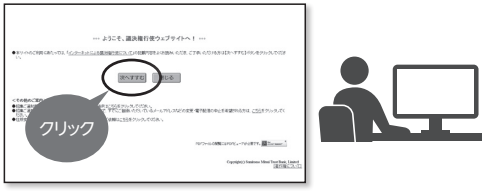

②ログインする

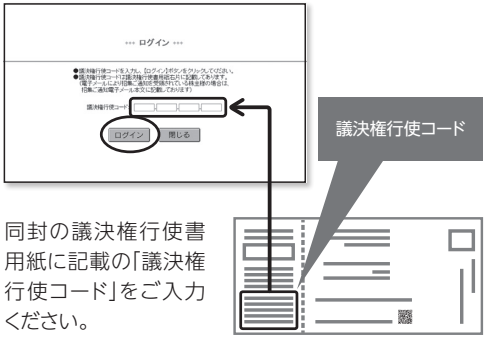

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

③パスワードを入力する

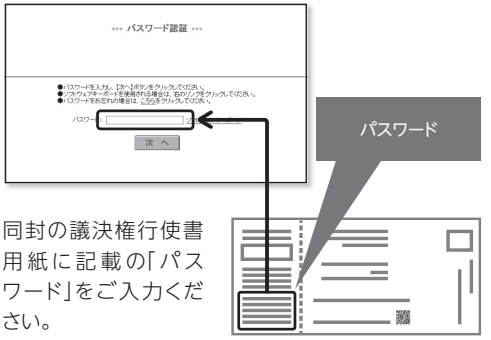

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績、当社の配当政策及び中長期的な業績動向を総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき21円とし、総額255,468,150円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年６月29日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、定款変更案のとおり第37条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
＜新設＞	（剰余金の配当等の決定機関） 第37条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
第37条～第39条　（条文省略）	第38条～第40条　（現行どおり）

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（７名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会は、各候補者に関して検討したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	うちだ　かずお 内田　和男 （1950年２月10日） （再任）	1968年３月　当社入社 1989年９月　当社鳥取ワシントンホテル総支配人 2001年２月　当社総務人事部部長 2001年６月　当社取締役兼総務人事部部長 2003年６月　当社常務取締役兼総務人事部部長 2005年６月　当社取締役兼Ｒ＆Ｂ事業部事業部長 2006年６月　当社常務取締役兼Ｒ＆Ｂ事業部事業部長兼ワシントンホテルプラザ事業部事業部長 2008年６月　当社専務取締役兼Ｒ＆Ｂ事業部事業部長 2009年６月　当社代表取締役社長兼ワシントンホテルプラザ事業部事業部長 2014年６月　当社代表取締役社長社長執行役員（現任）	85,733株
	（取締役候補者とした理由） 内田和男氏は、事業所及び本社部門の責任者を歴任し、2009年からは当社の代表取締役社長、2014年からは社長執行役員を兼務しております。経営における豊富な経験及び見識が、引き続き当社の経営に活かされるものと判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	はせがわ　ふとし 長谷川　太 （1961年９月27日） （再任）	1987年11月　当社入社 2002年12月　当社企画開発部東京開発事務所所長 2006年10月　当社奈良ワシントンホテルプラザ総支配人 2011年３月　当社事業改革部部長 2014年６月　当社取締役執行役員兼事業開発部部長（現任）	37,230株
	（取締役候補者とした理由） 長谷川太氏は、事業所及び開発部門の責任者を歴任し、2014年からは当社の取締役執行役員を務めております。開発における豊富な経験及び見識が、引き続き当社の経営に活かされるものと判断し、取締役候補者といたしました。		
3	みさわ　さとし 三沢　聡 （1963年１月９日） （再任）	1983年３月　当社入社 2005年９月　当社鳥取ワシントンホテルプラザ総支配人 2012年４月　当社ワシントンホテルプラザ事業部本部部長 2015年６月　当社取締役執行役員兼ワシントンホテルプラザ事業部本部部長 2018年１月　当社取締役執行役員兼ワシントンホテルプラザ事業部副事業部長（現任）	20,293株
	（取締役候補者とした理由） 三沢聡氏は、事業所及び営業統括部門の責任者を歴任し、2015年からは当社の取締役執行役員を務めております。営業全般における豊富な経験および見識が、引き続き当社の経営に活かされるものと判断し、取締役候補者といたしました。		
4	もり　りょういち 森　良一 （1957年７月１日） （再任）	1986年11月　当社入社 2011年３月　当社総合事務センター室長 2016年６月　当社執行役員兼経理財務部部長 2017年６月　当社取締役執行役員兼経理財務部部長（現任）	13,778株
	（取締役候補者とした理由） 森良一氏は、経理・財務部門の責任者を歴任し、2016年からは当社の執行役員、2017年からは取締役を兼務しております。経理・財務部門における豊富な経験及び見識が、引き続き当社の経営に活かされるものと判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	いどがわ　まなぶ 井戸川　学 （1968年2月2日） （新任）	1990年３月　当社入社 2010年３月　当社名古屋錦ワシントンホテルプラザ総支配人 2011年６月　当社総務人事部部長 2015年６月　当社執行役員兼総務人事部部長（現任）	16,203株
	（取締役候補者とした理由） 井戸川学氏は、事業所及び総務人事部門の責任者を歴任し、2015年からは当社の執行役員を務めております。営業、管理における豊富な経験及び見識が、当社の経営に活かされるものと判断し、新任の取締役候補者といたしました。		
6	たなか　りょうすけ 田中　良佐 （1969年10月21日） （新任）	1992年４月　当社入社 2007年６月　当社Ｒ＆Ｂ事業部スーパーバイザー 2009年７月　当社Ｒ＆Ｂ事業部室長 2013年６月　当社Ｒ＆Ｂホテル事業部事業部長 2016年６月　当社執行役員兼Ｒ＆Ｂホテル事業部事業部長（現任）	12,272株
	（取締役候補者とした理由） 田中良佐氏は、営業統括部門の責任者を歴任し、2016年からは当社の執行役員を務めております。営業部門における豊富な経験及び見識が、当社の経営に活かされるものと判断し、新任の取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	おがた　まさひこ 小県　昌彦 （1955年４月28日） （再任）	1980年４月　興和株式会社入社 2010年11月　同社生活関連事業部名古屋営業部長 2013年６月　同社生活関連事業部管理本部長 2015年６月　興和紡株式会社執行役員総務部長 2017年６月　興和株式会社執行役員関連事業統轄部（現国内統轄部） 2018年５月　株式会社丸栄取締役 2019年５月　株式会社丸栄代表取締役社長（現任） 2019年６月　興和紡株式会社社外監査役（現任） 当社社外取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社丸栄代表取締役社長 興和紡株式会社社外監査役	0株
	（社外取締役候補者とした理由） 小県昌彦氏は、事業法人の経営者としての豊富な経験及び見識を有しており、それらを当社の経営に活かしていただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。		

（注）1. 井戸川学、田中良佐の両氏は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 上記所有株式数には、ワシントンホテル役員持株会名義における持分を含めた実質持株数を記載しております。（１株未満を切り捨てて記載しております。）
4. 小県昌彦氏は、社外取締役候補者であります。
5. 小県昌彦氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は本総会の終結の時をもって１年となります。
6. 社外取締役候補者である小県昌彦氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、当社との間で同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本総会において選任された場合、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	みやもと　こうじ 宮本　康司 (1961年7月29日) (新任)	1997年１月　当社入社 2007年７月　当社松山ワシントンホテルプラザ宴会支配人 2015年５月　当社米子ワシントンホテルプラザ宴会支配人 2015年８月　当社米子ワシントンホテルプラザ総支配人（現任）	1,050株
	(監査等委員である取締役候補者とした理由) 宮本康司氏は、2015年８月から米子ワシントンホテルプラザの総支配人を務めております。営業部門における豊富な経験及び見識を有していることから、監査等委員である取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、新任の監査等委員である取締役候補者といたしました。		
2	いちはら　しんご 市原　新吾 (1940年10月22日) (再任)	1995年６月　中部電力株式会社取締役経理部長 1999年６月　同社常務取締役 2001年６月　同社代表取締役副社長 2005年６月　同社顧問 当社社外取締役 2018年６月　当社社外取締役（監査等委員）（現任）	0株
	(監査等委員である社外取締役候補者とした理由) 市原新吾氏は、事業法人の経営者としての豊富な経験及び見識を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	こじま　こうじ 小島　浩司 （1970年11月22日） （再任）	1996年10月　太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 2000年７月　公認会計士登録 2001年７月　公認会計士小島興一事務所（現 税理士法人中央総研）入所 2001年10月　税理士登録 2003年１月　税理士法人中央総研代表社員 2004年３月　監査法人東海会計社代表社員（現任） 2013年12月　株式会社エスケーアイ（現 株式会社サカイホールディングス）社外取締役（現任） 2016年２月　朝日興業株式会社社外監査役（現任） 2018年５月　協和ケミカル株式会社社外監査役（現任） 2018年６月　当社取締役（監査等委員）（現任） 2019年７月　株式会社ヤガミ社外取締役（監査等委員）（現任） 〔重要な兼職の状況〕 監査法人東海会計社代表社員 株式会社サカイホールディングス社外取締役 朝日興業株式会社社外監査役 協和ケミカル株式会社社外監査役 株式会社ヤガミ社外取締役（監査等委員）	0株
	（監査等委員である社外取締役候補者とした理由） 小島浩司氏は、公認会計士としての豊富な経験及び見識を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

（注）1. 宮本康司氏は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 宮本康司氏が所有する当社株式は、ワシントンホテル従業員持株会を通じての保有分であります。（１株未満を切り捨てて記載しております。）本議案をご承認いただき、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、ワシントンホテル従業員持株会の規約に基づき、退会精算の処理が行われます。
4. 市原新吾、小島浩司の両氏は社外取締役候補者であります。
5. 小島浩司氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で直接会社の経営に関与された経験はありませんが、監査等委員である社外取締役候補者とした理由に基づき、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
6. 市原新吾、小島浩司の両氏は東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たし、当社は各氏を独立役員として同取引所に届け出ており、各氏の再任が承認された場合も届出を継続する予定であります。

7. 市原新吾氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は本総会の終結の時をもって13年、監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は本総会の終結の時をもって２年となり、小島浩司氏が当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は本総会の終結の時をもって２年となります。
8. 社外取締役候補者である市原新吾、小島浩司の両氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、当社との間で同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本総会において両氏が選任された場合、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。また、宮本康司氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
9. 小島浩司氏が代表社員を務める監査法人東海会計社は、2010年３月期における当社の会計監査人及び2011年３月期から2017年３月期まで当社の会計参与を務めておりました。現在は同監査法人との取引利害関係はありません。また、同氏は2011年３月以降に当社に関わる業務に関与しておらず、よって同氏と当社の間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の取引利害関係はありません。

第５号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈並びに取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって取締役を退任いたします浜口邦久、島光二の両氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等につきましては取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の制度導入時以降の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
浜口　邦久（はまぐち　くにひさ）	制度導入時(2016年４月)　当社取締役 2016年６月　当社常務取締役 現在に至る
島　　光二（しま　こうじ）	制度導入時(2016年４月)　当社取締役 現在にいたる

また、当社は、2016年度以降導入しておりました取締役に対する退職慰労金制度に関しまして、役員報酬制度見直しの一環として、2020年５月27日開催の取締役会において、2020年３月31日をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第３号議案をご承認いただいた場合に重任される取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）４名に対し、2020年３月31日までの在任期間に応じ、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給いたしたいと存じます。なお、支給の時期は各取締役の退任の時とし、その具体的金額、方法等は、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役の制度導入時以降の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
内田　和男（うちだ　かずお）	制度導入時(2016年４月)　当社代表取締役社長 現在に至る
長谷川　太（はせがわ　ふとし）	制度導入時(2016年４月)　当社取締役 現在に至る

氏　　名	略　　歴
三沢（みさわ）　聡（さとし）	制度導入時 (2016年 4 月)　当社取締役 現在に至る
森（もり）　良一（りょういち）	2017年 6 月　当社取締役 現在に至る

第６号議案　取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

１．提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「固定報酬」、「賞与」及び「役員退職慰労金」で構成されていますが、本議案は、当社の取締役（下記のとおり監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）を対象に、新たに株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものであります。その詳細につきましては、下記２．の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益･リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当該報酬制度は相当であると考えております。

本議案は、2018年６月27日開催の第57回定時株主総会においてご承認いただきました監査等委員でない取締役の報酬の限度額（年額150百万円（うち社外取締役については年額20百万円）以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠で、新たな株式報酬を、本定時株主総会終結日から2025年６月の定時株主総会終結の日までの５年間（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対して支給するというものであります。

なお、第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は６名となります。

2．本制度における報酬等の額・内容等

（1）本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

①	本制度の対象者	当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）
②	対象期間	本定時株主総会終結日から2025年６月の定時株主総会終結の日まで
③	②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金120百万円
④	当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤	①の対象者に付与されるポイント総数の上限	１事業年度あたり60,000ポイント
⑥	ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦	①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

（2）当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約５年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金120百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を５年以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の年数に金24百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、後記（3）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

（3）取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

①取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり60,000ポイントを上限とします。

②付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手続に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記②の当社株式の交付は、各取締役が原則としてその退任時に、所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

（4）議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

（5）配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以上

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中、前半は個人消費も持ち直し堅調に推移しましたが、後半は台風災害や日韓関係の悪化、さらには新型コロナウイルスの発生により、国内外の経済活動が大幅に制約を受け、先行きが極めて不透明な状況となりました。

ホテル業界におきましては、新設ホテルの供給増による需給関係が厳しくなる中で、訪日外国人旅行者数も日韓関係悪化の影響により、８月から前年同月比マイナスに転じました。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響で外出やイベントの自粛が拡がり、特に２月以降は宿泊、飲食ともに需要が大きく減少することとなりました。

このような環境下、当社は新規ホテルとして、昨年６月に「Ｒ＆Ｂホテル名古屋新幹線口」262室、今年３月に「Ｒ＆Ｂホテル仙台東口」195室を開業いたしました。また、既存施設においても、「高崎ワシントンホテルプラザ」のロビーと客室の全面リニューアル工事を今年２月に完了させ、いずれも壁掛けテレビを導入するなど居住性を大幅に高める等、事業の拡大と商品力強化を行いました。

販売面ではさらに、国内外旅行会社との提携先を増やす等の関係強化に加え、インバウンドにおける韓国減少影響を埋めるべく、中国・東南アジアへシフトしての営業強化に取り組んでまいりましたが、当年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受けることとなりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高19,786百万円（前期比1,624百万円の減収）、営業利益は1,269百万円（前期比1,718百万円の減益）、経常利益は1,218百万円（前期比1,618百万円の減益）、親会社株主に帰属する当期純利益は408百万円（前期比1,295百万円の減益）となりました。

各事業の営業概況は次のとおりであります。

事業別売上高

事業名	売上高（百万円）		
	実績	前期比	増減率
ワシントンホテルプラザ事業	10,016	△1,048	△9.5%
R&Bホテル事業	8,210	△334	△3.9%
名古屋国際ホテル事業	1,559	△206	△11.7%
その他	1	△35	△97.2%
合計	19,786	△1,624	△7.6%

（注）「R＆Bホテル名古屋新幹線口」が2019年6月25日、「R＆Bホテル仙台東口」が2020年3月14日にそれぞれ開業しております。

(2) 設備投資等の状況

当期において実施しました設備投資額は3,134百万円で、その主なものは新規開業しました「R＆Bホテル名古屋新幹線口」及び「R＆Bホテル仙台東口」の建物・設備、「高崎ワシントンホテルプラザ」のリニューアル工事、各ホテルの機械設備の改修のほか、今後開業予定の「R＆Bホテル名古屋駅前」の建設費用などであります。

(3) 資金調達の状況

当社は、2019年10月18日に東京証券取引所第二部及び名古屋証券取引所第二部への株式上場に伴い、公募増資による1,800,000株及びオーバーアロットメントによる売出しに関連して行った第三者割当増資による270,000株の新株発行により、それぞれ2,181,150千円、327,172千円の資金を調達いたしました。

また、当期の設備投資に必要な資金につきましては、「R＆Bホテル名古屋新幹線口」、「R＆Bホテル仙台東口」の建設費用及び「R＆Bホテル名古屋駅前」の建設工事請負費用として、金融機関から990百万円を借入れ、その他の設備投資は自己資金をもってまかないました。

(4) 対処すべき課題

今後の経済情勢は、新型コロナウイルスの影響がどうなるか、いまだ予測しがたい状況であり、停滞の長期化も懸念されます。

このような状況のもと、まずは財務面の備えとして、借入枠の拡大を行うほか、一部ホテルの臨時休館等による感染リスクと損失拡大の回避、雇用調整助成金の活用や全社的なコスト見直しにより、損益分岐点売上の引き下げに努めてまいります。

販売面では、客室をテレワークなどのデイユースに向けて販売するなど売上減少を少しでも補うと同時に、新型コロナウイルス収束後に向けて、４月から当社最大の販売チャネルである「宿泊ネット」のポイント還元率を５％から７％に引き上げ、また、ホテル業界初となるＰａｙＰａｙギフトカードとのポイント交換を可能としております。さらに今後は新たな提携ホテルを増やすなど、集客力の強化を進めてまいります。

また、生産性向上のために、マルチジョブ（多能工化）に引き続き取り組むほか、管理部門における社内外の書類の電子化、データ分析のＩＴ化を進めてまいります。

なお、新店として今年12月に「Ｒ＆Ｂホテル名古屋駅前」237室を開業する予定です。

既存施設においても、今期は「博多中洲ワシントンホテルプラザ」と「Ｒ＆Ｂホテル東日本橋」の客室全面リニューアルに着手いたします。年数が経過した既存ホテルの品質向上にも順次取り組んでまいります。

株主の皆様には、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第56期 2017年３月期	第57期 2018年３月期	第58期 2019年３月期	第59期 (当連結会計年度) 2020年３月期
売　上　高（百万円）	-	21,417	21,410	19,786
経　常　利　益（百万円）	-	3,009	2,836	1,218
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	-	1,912	1,704	408
１株当たり当期純利益（円）	-	189.49	168.81	37.06
純　資　産（百万円）	-	10,110	11,729	14,445
総　資　産（百万円）	-	22,391	25,131	26,684

（注）　当社では、第58期より連結計算書類を作成しております。なお、第57期につきましては連結財務諸表を作成しておりますので、参考までに当該数値を掲載しております。

(6) 当社の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第56期 2017年３月期	第57期 2018年３月期	第58期 2019年３月期	第59期 (当事業年度) 2020年３月期
売　上　高（百万円）	19,661	19,556	19,709	18,306
経　常　利　益（百万円）	3,389	2,949	2,857	1,315
当期純利益（百万円）	2,432	1,873	1,940	443
１株当たり当期純利益（円）	240.93	185.62	192.18	40.29
純　資　産（百万円）	8,094	9,839	11,694	14,445
総　資　産（百万円）	18,398	21,780	24,931	26,528

（注）　第57期に、中小企業の会計に関する指針に準拠した会計処理から、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した会計処理に変更しており、第56期の数値については、株主総会において承認された数値について上記変更を含む誤謬の訂正による修正再表示を反映しております。

(7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
名古屋国際ホテル株式会社	10百万円	100.00%	ホテル業

(8) 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社である名古屋国際ホテル株式会社の２社で構成されております。「ワシントンホテルプラザ」、「Ｒ＆Ｂホテル」及び「名古屋国際ホテル」の計３ブランドのホテル事業を主たるサービスとし、宿泊・レストラン・宴会等の業務を行っております。

(9) 主要な事業所（2020年３月31日現在）

本社	名古屋市千種区内山三丁目	
事業所	ワシントンホテルプラザ事業	新大阪ワシントンホテルプラザ（大阪市淀川区西中島五丁目） 他17事業所
	Ｒ＆Ｂホテル事業	Ｒ＆Ｂホテル大塚駅北口（東京都豊島区北大塚二丁目） 他23事業所
	名古屋国際ホテル事業	名古屋国際ホテル（名古屋市中区錦三丁目）

(10) 従業員の状況（2020年３月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
466名	14名増	38.6歳	10.0年

（注） 上記のほかにパートタイマー523名（１日８時間換算による期中平均人員）を雇用しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
438名	18名増	38.2歳	9.5年

（注） 上記のほかにパートタイマー460名（１日８時間換算による期中平均人員）を雇用しております。

（11）主要な借入先（2020年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	3,708,852千円
株式会社みずほ銀行	2,174,250千円
株式会社名古屋銀行	350,278千円
株式会社商工組合中央金庫	262,800千円
株式会社山口銀行	262,200千円

（注） 上記の借入金残高には、株式会社三菱ＵＦＪ銀行をアレンジャー兼エージェント、株式会社みずほ銀行をコ・アレンジャーとする金融機関10社によるシンジケートローンの残高1,920百万円の一部が含まれております。

（12）その他企業集団の現況に関する重要な事項

2019年10月18日の東京証券取引所第二部及び名古屋証券取引所第二部への上場に伴う公募増資、並びにオーバーアロットメントによる売出しに関連して行った第三者割当増資により、当社の資本金は1,349,161千円となりました。

2. 会社の株式に関する事項（2020年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　40,000,000株

(2) 発行済株式の総数　12,165,150株（自己株式4,850株を除く）

(3) 株主数　4,861名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
株式会社丸栄	1,433,520	11.78
藤田観光株式会社	1,061,280	8.72
株式会社名古屋銀行	503,000	4.13
株式会社みずほ銀行	503,000	4.13
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	503,000	4.13
日本生命保険相互会社	495,000	4.06
明治安田生命保険相互会社	440,000	3.61
株式会社近藤紡績所	316,800	2.60
名古屋中小企業投資育成株式会社	297,000	2.44
朝日生命保険相互会社	275,000	2.26
住友生命保険相互会社	275,000	2.26

（注）1. 持株数が同数の株主については、五十音順に記載しております。
2. 持株比率は自己株式（4,850株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2020年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長（代表取締役）	内田和男	社長執行役員
常務取締役	浜口邦久	常務執行役員兼 ワシントンホテルプラザ事業部事業部長
取締役	長谷川太	執行役員兼事業開発部部長
取締役	島光二	執行役員兼 新大阪ワシントンホテルプラザ総支配人
取締役	三沢聡	執行役員兼 ワシントンホテルプラザ事業部副事業部長
取締役	森良一	執行役員兼経理財務部部長
取締役	小県昌彦	株式会社丸栄代表取締役社長 興和紡株式会社社外監査役
取締役（常勤監査等委員）	国分宣昭	
取締役（監査等委員）	市原新吾	
取締役（監査等委員）	小島浩司	監査法人東海会計社代表社員 株式会社サカイホールディングス社外取締役 朝日興業株式会社社外監査役 協和ケミカル株式会社社外監査役 株式会社ヤガミ社外取締役（監査等委員）

（注）1. 取締役濱島吉充氏及び小宮泰氏は、2019年６月27日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
2. 小県昌彦氏は、2019年６月27日開催の第58回定時株主総会において、取締役に新たに選任され就任いたしました。
3. 小県昌彦氏、市原新吾氏及び小島浩司氏は、社外取締役であります。
4. 小島浩司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、国分宣昭氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 市原新吾、小島浩司の両氏につきましては、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）と締結している責任限定契約の概要

会社法第427条第１項の規定により当会社は各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、法令で定める額を限度として会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 取締役の報酬等の額

区　　分	人　　数	報酬等の額	摘　　要
取締役（監査等委員を除く）	9名	83,160千円	うち社外３名　3,180千円
取締役（監査等委員）	3名	14,040千円	うち社外２名　5,880千円

（注）1. 上記には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額を含んでおります。
2. 上記の取締役（監査等委員を除く）支給人員には、2019年６月27日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名（うち社外取締役２名）を含んでおります。

(4) 社外取締役に関する事項

① 取締役　　小県昌彦

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社の大株主である株式会社丸栄の代表取締役社長であります。

興和紡株式会社の社外監査役であります。なお、同社と当社との間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

社外取締役就任後開催の取締役会12回中10回に出席し、事業法人の経営者としての豊富な経験及び見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

② 取締役（監査等委員）　　市原新吾

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会16回全て、また監査等委員会14回全てに出席し、事業法人の経営者としての豊富な経験及び見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 取締役（監査等委員）　　小島浩司

ア. 重要な兼職先と当社との関係

監査法人東海会計社の代表社員であります。

株式会社サカイホールディングスの社外取締役であります。

朝日興業株式会社の社外監査役であります。

協和ケミカル株式会社の社外監査役であります。

株式会社ヤガミの社外取締役（監査等委員）であります。

なお、いずれも当社との間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会16回全て、また監査等委員会14回全てに出席し、公認会計士としての豊富な経験及び見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,500千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査契約の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である「監査人から引受事務幹事会社への書簡作成業務」を委託しました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法第340条第１項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの構築に係る基本方針を以下のとおり定めております。

① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 法令及び定款、社会規範・倫理の遵守とその意識の向上が重要であることを認識し、「経営理念」、「自主行動基準」ほか必要な諸規程を定め、必要な諸規程については子会社にも適用し、本体制の整備と適切な運営に努める。また、必要に応じ弁護士や会計士等外部の専門家に助言を求めたうえで、諸規程の制定や改廃を行う。

イ. 取締役は、業務執行状況を原則として毎月開催する取締役会に報告して情報共有化及び意見交換をすることにより、取締役会による取締役の職務執行の監督を充実させる。

ウ. 監査等委員会は、定期的、随時に取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務執行につき法令及び定款に違反する重大な事実がないか、また取締役会等の経営判断につき取締役（監査等委員である取締役を除く）の善管注意義務・忠実義務の観点から不当な点がないかを監査する。

エ. 取締役社長を委員長とするリスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する啓蒙・推進活動及びコンプライアンス体制の運営・監視に努める。

オ. 内部監査部門として各機関から独立した監査室を置き、「内部監査規程」に基づき当社及び子会社の各業務執行部門を対象に定期的に監査を行い、取締役社長、監査等委員会にその結果を報告する。

カ. 法令及び定款、社会規範・企業倫理に反する行為等を早期に発見し是正するため、当社及び子会社の全使用人を対象に、通報者の保護を徹底した通報窓口を設置し、この充実を図る。

② 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア. 取締役会及び経営会議の意思決定に係る情報、取締役社長決裁その他「職務権限規程」「稟議規程」に基づき決裁された重要な情報については、法令若しくは「文書管理規程」に則り適切かつ検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要な期間閲覧可能な状態を維持する体制を整備する。その他の重要文書についても、同規程に則り、閲覧、謄写可能な状態で各主管部門が管理・保管する。

イ.「個人情報管理規程」「機密情報管理規程」「情報システム管理規程」を整備し、重要な情報の安全性を確保する。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
損失の危険の管理が経営の重要課題であることを認識し、「コンプライアンス規程」を整備し、個々のリスクについての管理責任者を定め同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
「職務権限規程」「稟議規程」によって取締役の職務権限と担当業務を明確にし、機関相互の適切な役割分担と連携を図ることによって効率化を推進する。

⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
ア．子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社業務執行役員は、子会社の取締役より、子会社の職務執行及び業務の状況について定期的に報告を受ける。
イ．当社子会社管理
「関係会社管理規程」を制定し、当社総務人事部を当社子会社管理の主管部門として、関係部署と協力しながら以下の事項について当社子会社の管理を行う。
(1)当社子会社の経営状況の把握
(2)当社子会社における内部統制システムの整備・運用
(3)当社子会社の重要なリスクの把握

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人(以下、「監査補助者」という。)を置くことを求めた場合における監査補助者に関する事項、監査補助者の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性確保及び監査等委員会の監査補助者に対する指示の実効性確保に関する事項
ア．監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当社の使用人の中から専任の監査補助者を任命する。
イ．監査補助者の業務遂行に関しては、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人から指揮命令を受けないものとする。また、監査等委員会及び監査等委員の職務に関し、監査補助者の任命・異動・評価等、人事に関する事項の決定には、監査等委員会の同意を必要とする。
ウ．監査等委員会は、監査補助者より、業務の状況について定期的に報告を受ける。

⑦ 当社取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人が当社監査等委員会への報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
ア．代表取締役と監査等委員会とは、信頼関係の構築と相互の意思疎通を図るため定期的な会合をもつ。

イ．当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びに子会社の監査役は、監査等委員会の求めに応じて当社の業務執行状況について報告する。
ウ．当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びに子会社の監査役は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査等委員会に報告する。
エ．監査等委員の職務の適切な遂行のため監査等委員会が求めた場合には、外部専門家との連携を図れる環境を整備する。
オ．当社及び子会社は、監査等委員が経営に関する重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く）等から職務の執行状況の報告を受けること、及び重要な書類を閲覧し、経営情報をはじめとする各種の情報を取得することができる体制を整備する。

⑧ 前項の報告者が報告を理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を規程等に定める。

⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員会及び監査等委員の職務執行によって生じた費用又は債務につき、当該職務執行に必要でないことが証明された場合を除き、監査等委員の請求等に従い円滑に処理する。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）

① 当社の取締役会は10名（うち、社外取締役３名）で構成されており、当事業年度中に16回開催され、業務執行状況の報告が適切に行われるとともに重要事項の審議・決議を行っております。

② 当社の監査等委員会は３名（うち、社外取締役２名）で構成されており、当事業年度中に14回開催され、業務監査の内容に関する議論や会計監査人との協議を行っております。

③ 内部監査部門としての監査室による組織及び業務の内部監査については、当初予定していた56部門（事業所48部門、関係会社１部門、本社本部７部門）のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により内部監査を中止した事業所４部門を除き当事業年度中に完了し、経営者に対する報告会をその都度行っております。併せて、関連する部門に対するフィードバックも実施しております。尚、内部監査を中止した４部門については、来事業年度に実施します。

④ 代表取締役と監査等委員長は、取締役会（当事業年度中16回）及び意見交換会（当事業年度中３回）などで、定期的な会合を行っております。

⑤ リスク管理・コンプライアンス委員会を当事業年度中に５回開催し、当社の潜在的なリスクを洗い出し、対応及び改善を行っております。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当については、各事業年度の業績を勘案し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ安定的な配当を行うことを目標にすることを基本方針としております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**4,041,866**	**流動負債**	**2,692,505**
現金及び預金	3,177,461	買掛金	132,856
売掛金	289,231	1年内返済予定の長期借入金	1,017,756
原材料及び貯蔵品	42,951	リース債務	41,072
その他	532,222	未払金	736,058
固定資産	**22,642,850**	未払法人税等	17,157
有形固定資産	**17,313,128**	賞与引当金	136,488
建物	8,623,804	役員賞与引当金	8,000
土地	5,564,875	ポイント引当金	146,267
リース資産	1,707,170	関係会社整理損失引当金	40,252
建設仮勘定	1,056,268	その他	416,595
その他	361,010	**固定負債**	**9,546,443**
無形固定資産	**185,210**	長期借入金	6,619,825
ソフトウエア	147,235	リース債務	2,020,061
その他	37,975	未使用商品券引当金	22,136
投資その他の資産	**5,144,510**	再評価に係る繰延税金負債	375
投資有価証券	165,056	役員退職慰労引当金	50,940
繰延税金資産	13,147	資産除去債務	432,686
差入保証金	4,888,849	繰延税金負債	865
長期貸付金	900	その他	399,554
その他	96,207	**負債合計**	**12,238,948**
貸倒引当金	△19,650	**(純資産の部)**	
資産合計	**26,684,717**	**株主資本**	**15,445,102**
		資本金	**1,349,161**
		資本剰余金	**5,922,713**
		利益剰余金	**8,174,521**
		自己株式	**△1,293**
		その他の包括利益累計額	**△999,333**
		その他有価証券評価差額金	**△43,677**
		繰延ヘッジ損益	**△10,250**
		土地再評価差額金	**△945,405**
		純資産合計	**14,445,768**
		負債及び純資産合計	**26,684,717**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
Ⅰ 売上高		19,786,345
Ⅱ 売上原価		17,452,100
売上総利益		**2,334,245**
Ⅲ 販売費及び一般管理費		1,064,688
営業利益		**1,269,556**
Ⅳ 営業外収益		
受取利息及び配当金	1,868	
受取手数料	8,457	
受取保険料	56,172	
その他	37,547	104,045
Ⅴ 営業外費用		
上場関連費用	20,447	
支払利息	129,996	
支払手数料	2,609	
その他	2,251	155,304
経常利益		**1,218,297**
Ⅵ 特別利益		
固定資産受贈益	4,131	4,131
Ⅶ 特別損失		
減損損失	58,325	
固定資産除却損	9,897	
関係会社整理損失引当金繰入額	40,252	
その他	1,270	109,745
税金等調整前当期純利益		**1,112,683**
法人税、住民税及び事業税	383,671	
法人税等調整額	320,722	704,393
当期純利益		**408,289**
親会社株主に帰属する当期純利益		**408,289**

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	95,000	4,668,552	7,927,754	△1,293	12,690,013
当期変動額					
新株の発行	1,254,161	1,254,161	－	－	2,508,322
剰余金の配当	－	－	△161,522	－	△161,522
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	408,289	－	408,289
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－
当期変動額合計	1,254,161	1,254,161	246,767	－	2,755,089
当期末残高	1,349,161	5,922,713	8,174,521	△1,293	15,445,102

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△792	△945,452	△14,151	△960,396	11,729,617
当期変動額					
新株の発行	－	－	－	－	2,508,322
剰余金の配当	－	－	－	－	△161,522
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	408,289
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△42,885	46	3,900	△38,937	△38,937
当期変動額合計	△42,885	46	3,900	△38,937	2,716,151
当期末残高	△43,677	△945,405	△10,250	△999,333	14,445,768

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**3,836,275**	**流動負債**	**2,544,170**
現金及び預金	2,875,158	買掛金	117,221
売掛金	275,920	1年内返済予定の長期借入金	1,017,756
原材料及び貯蔵品	36,760	リース債務	41,072
前払費用	474,638	未払金	715,132
その他	173,797	未払費用	207,822
固定資産	**22,691,923**	未払法人税等	16,860
有形固定資産	**17,313,128**	賞与引当金	126,887
建物	8,529,853	役員賞与引当金	8,000
工具、器具及び備品	345,181	ポイント引当金	146,267
土地	5,564,875	その他	147,149
リース資産	1,707,170	**固定負債**	**9,538,260**
建設仮勘定	1,056,268	長期借入金	6,619,825
その他	109,779	長期未払金	298,068
無形固定資産	**184,165**	リース債務	2,020,061
電話加入権	21,239	役員退職慰労引当金	50,940
ソフトウエア	147,235	未使用商品券引当金	22,136
その他	15,690	再評価に係る繰延税金負債	375
投資その他の資産	**5,194,628**	資産除去債務	432,686
投資有価証券	165,056	その他	94,168
関係会社株式	57,817	**負債合計**	**12,082,430**
長期前払費用	74,104	**(純資産の部)**	
差入保証金	4,881,149	**株主資本**	**15,445,102**
長期貸付金	900	**資本金**	**1,349,161**
繰延税金資産	13,147	**資本剰余金**	**5,916,994**
その他	22,103	資本準備金	3,754,161
貸倒引当金	△19,650	その他資本剰余金	2,162,833
		利益剰余金	**8,180,240**
		その他利益剰余金	8,180,240
		固定資産圧縮積立金	284,350
		繰越利益剰余金	7,895,889
		自己株式	**△1,293**
		評価・換算差額等	**△999,333**
		その他有価証券評価差額金	**△43,677**
		土地再評価差額金	**△945,405**
		繰延ヘッジ損益	**△10,250**
		純資産合計	**14,445,768**
資産合計	**26,528,199**	**負債及び純資産合計**	**26,528,199**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目		金額
Ⅰ 売上高		18,306,332
Ⅱ 売上原価		15,874,599
売上総利益		**2,431,733**
Ⅲ 販売費及び一般管理費		1,055,808
営業利益		**1,375,924**
Ⅳ 営業外収益		
受取利息及び配当金	1,864	
受取手数料	8,457	
受取保険料	56,172	
その他	28,714	95,207
Ⅴ 営業外費用		
支払利息	129,996	
支払手数料	2,609	
上場関連費用	20,447	
その他	2,218	155,272
経常利益		**1,315,859**
Ⅵ 特別利益		
固定資産受贈益	4,131	4,131
Ⅶ 特別損失		
固定資産除却損	9,897	
減損損失	54,032	
関係会社株式評価損	106,393	
その他	1,270	171,594
税引前当期純利益		**1,148,396**
法人税、住民税及び事業税	383,374	
法人税等調整額	321,154	704,529
当期純利益		**443,866**

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	95,000	2,500,000	2,162,833	4,662,833
当期変動額				
新株の発行	1,254,161	1,254,161	－	1,254,161
剰余金の配当	－	－	－	－
当期純利益	－	－	－	－
固定資産圧縮積立金積立	－	－	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	1,254,161	1,254,161	－	1,254,161
当期末残高	1,349,161	3,754,161	2,162,833	5,916,994

（単位：千円）

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	271,034	7,626,861	7,897,896	△1,293	12,654,435
当期変動額					
新株の発行	－	－	－	－	2,508,322
剰余金の配当	－	△161,522	△161,522	－	△161,522
当期純利益	－	443,866	443,866	－	443,866
固定資産圧縮積立金積立	13,316	△13,316	－	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	13,316	269,028	282,344	－	2,790,666
当期末残高	284,350	7,895,889	8,180,240	△1,293	15,445,102

（単位：千円）

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△792	△945,452	△14,151	960,396	11,694,039
当期変動額					
新株の発行	－	－	－	－	2,508,322
剰余金の配当	－	－	－	－	△161,522
当期純利益	－	－	－	－	443,866
固定資産圧縮積立金積立	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△42,885	46	3,900	△38,937	△38,937
事業年度中の変動額合計	△42,885	46	3,900	△38,937	2,751,729
当期末残高	△43,677	△945,405	△10,250	△999,333	14,445,768

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年５月26日

ワシントンホテル株式会社
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
　大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤　健文	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大好　慧	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ワシントンホテル株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワシントンホテル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

１．重要な後発事象に関する注記（新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響）に記載されているとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響に関して、会社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるが、影響額については提出日現在において合理的に見積もることは困難である。

２．追加情報に関する注記に記載されているとおり、会社は新型コロナウイルス感染症の感染拡大による事業への影響について、今後の広がり方や収束時期等に関して不確実性が高い事象であると考え、会社グループの業績に与える影響については2021年3月期の一定期間にわたり当該影響が継続するとの仮定を置き、会計上の見積りをおこなっている。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年５月26日

ワシントンホテル株式会社
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
　大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤　健文	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大好　慧	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ワシントンホテル株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

１．重要な後発事象に関する注記（新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響）に記載されているとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響に関して、会社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるが、影響額については提出日現在において合理的に見積もることは困難である。

２．　追加情報に関する注記に記載されているとおり、会社は新型コロナウイルス感染症の感染拡大による事業への影響について、今後の広がり方や収束時期等に関して不確実性が高い事象である考え、会社グループの業績に与える影響については2021年3月期の一定期間にわたり当該影響が継続するとの仮定を置き、会計上の見積りをおこなっている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第59期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．　監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また子会社の名古屋国際ホテル株式会社においても、必要に応じて営業会議に出席し、事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

２．　監査の結果

（1）　事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）　計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人　太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）　連結計算書類の監査結果

会計監査人　太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月27日

ワシントンホテル株式会社　監査等委員会

監査等委員　　国分 宣昭　　㊞

監査等委員　　市原 新吾　　㊞

監査等委員　　小島 浩司　　㊞

（注）監査等委員　市原新吾及び小島浩司は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

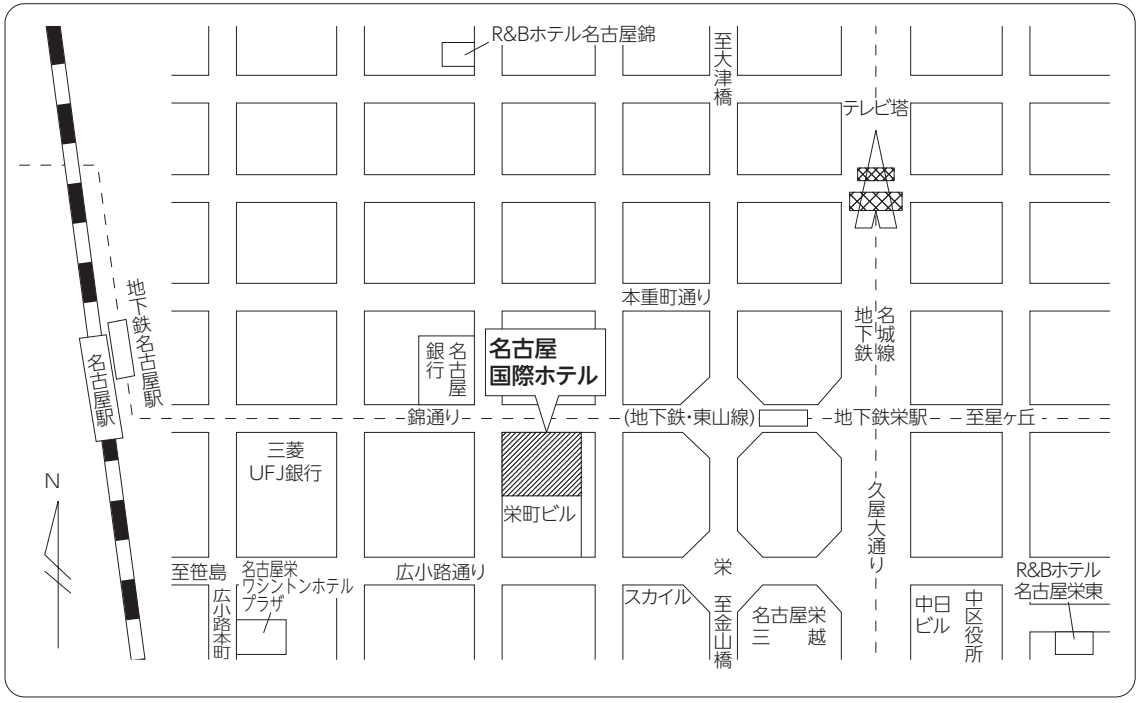

会場：名古屋国際ホテル　２階会場
　　名古屋市中区錦三丁目23番３号
　　TEL(052)745－9030(総務人事部)
交通：地下鉄　東山線・名城線「栄」駅下車　徒歩２分

FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK